

練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準

昭和61年4月1日
練総経発第394号

(趣旨)

第1条 この基準は、練馬区が発注する請負、売買、賃借その他の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、練馬区競争入札参加有資格者名簿に登録された者(以下「有資格業者」という。)の指名停止の基準を定める。

(指名停止)

第2条 区長は、有資格業者が、別表第1、別表第2および別表第3に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該別表に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 指名停止は、事実の認定後、直ちに行うものとする。

3 区長が、指名停止を行ったときは、契約担当者(練馬区契約事務規則第2条に定めるものをいう。以下同じ。)は、指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人および共同企業体に関する指名停止)

第3条 区長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 区長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員全員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の適用除外)

第4条 区長は、指名停止期間中の有資格業者であっても、契約の種類、内容、履

行場所等からみて特に必要があると認められるときは、新たな契約について指名
をすることができる。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したとき
は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期および長期の最も長いものをもって
それぞれの指名停止の期間の短期および長期とする。

2 有資格業者の指名停止期間を加算または短縮できる場合は、つぎのとおりとす
る。

(1) 指名停止期間を加算できる場合

ア 指名停止期間中または当該期間終了後、1か年を経過するまでの間に別表
各号の一に該当する措置要件を重複して行った場合

イ 練馬区指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）において特に必要
があると認める場合

(2) 指名停止期間を短縮できる場合

ア 委員会において、指名停止に係る事由に関し、情状酌量すべき特別の事情
があると認める場合

(指名停止の通知)

第6条 区長は、第2条の規定により指名停止を行ったときまたは前条の規定によ
り指名停止期間を定めた場合は、当該有資格業者に通知するものとする。ただし、
区長は、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略する
ことができる。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方として
はならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が区の契約に係る工事の全部もしくは一部を下請し、もしくは受託することまたは工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(警告)

第9条 区長は、事由が軽微なものであるときは、指名停止に代えて、書面または口頭で警告を発することができる。

(報告義務)

第10条 この基準により指名停止を行ったときは、指名停止後の直近の委員会に報告するものとする。

(委任)

第11条 この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この基準は、昭和61年4月1日以降の契約分から施行する。
- 2 練馬区指名業者取扱基準（昭和58年2月26日練総経発第237号。以下「旧基準」という。）は廃止する。ただし、旧基準を適用して契約したものの取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成6年8月15日 練総経発第103号）

この基準は、平成6年10月1日から施行する。

付 則（平成16年3月29日 練総経発第385号）

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係) 工事事故等による措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(工事事故)</p> <p>(1) 工事の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせまたは損害を与えたと認められるとき。</p> <p>ア 練馬区と締結した請負契約に係る工事(以下「区発注工事」という。)</p> <p>イ 区発注工事以外の工事(以下「一般工事」という。)で当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(2) 安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>ア 区発注工事</p> <p>イ 一般工事で当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(粗雑工事および成績不良工事)</p> <p>(3) 区発注工事の竣工を正当な理由なく相当日数遅延させたとき。</p> <p>(4) 工事の現場管理の措置が不適切であるとして、再三指摘されても改善しないとき。</p> <p>(5) 工事成績が不良として指摘されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2 か月以上 12 か月以内 (3 年以内に成績不良を繰り返した場合は最大 24 か月まで措置する。)</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(6) 施工に当たり下請業者に賃金の不払を発生させた場合において、円滑な事故処理を怠る等元請業者としての下請施工の管理が著しく不適切なとき。 (契約違反)</p> <p>(7) 区発注工事の施工に当たり契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (工事請負契約以外の契約の事故等)</p> <p>(8) 前各号に掲げる措置要件は、工事請負契約以外の契約の場合にこれを準用する。 (その他)</p> <p>(9) 発行した手形等が不渡りになるなど、営業不振に陥ったと認められるとき。</p> <p>(10) 現場説明会、仕様説明会または入札に無断で2回欠席したとき。</p> <p>(11) 区発注工事の竣工検査後、当該工事の不完全な履行が原因で損傷等が生じたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 営業が再建されたと認められるときまで</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>

別表第2（第2条関係）贈賄に基づく措置基準

措置要件	期間	
	練馬区の職員に対する贈賄	練馬区の職員以外の公共機関の職員に対する贈賄
<p>(1) 贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人または有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員またはその支店もしくは営業所（常時工事の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格者の使用人で、イに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕を知った日から起訴または不起訴（起訴猶予を含む。）の処分が行われたことを知った日まで</p> <p>逮捕を知った日から起訴または不起訴（起訴猶予を含む。）の処分が行われたことを知った日まで</p> <p>逮捕を知った日から起訴または不起訴（起訴猶予を含む。）の処分が行われたことを知った日まで</p>	<p>逮捕を知った日から6か月以上24か月以内</p> <p>逮捕を知った日から4か月以上12か月以内</p> <p>逮捕を知った日から2か月以上9か月以内</p>

措置要件	期 間	
	練馬区の職員に対する贈賄	練馬区の職員以外の公共機関の職員に対する贈賄
(2) 贈賄の容疑により起訴されたとき。		
ア 代表役員等	起訴を知った日から 6か月以上24か月以内	起訴を知った日から 6か月以上24か月以内 (逮捕された場合を除く。)
イ 一般役員等	起訴を知った日から 4か月以上12か月以内	起訴を知った日から 4か月以上12か月以内 (逮捕された場合を除く。)
ウ 使用人	起訴を知った日から 2か月以上9か月以内	起訴を知った日から 2か月以上9か月以内 (逮捕された場合を除く。)

別表第3（第2条関係）不正行為等による措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>(1) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条または第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適切と認められるとき。</p> <p>（談合）</p> <p>(2) 有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>（不正または不誠実な行為）</p> <p>(3) 別表第1、別表第2および前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、違法行為等を行うなど社会的な信用を著しく失墜したと認められるとき。</p> <p>(4) 別表第1、別表第2および前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴され、または禁固以上の刑もしくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適切と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上18か月以内</p> <p>逮捕または起訴を知った日から 2か月以上 24か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>